#### 酪農・畜産農家向けの金融支援策について

飼料や燃料等の価格上昇等により、資金繰りに困っている場合

## 農林漁業セーフティネット資金による 長期・低利融資

• 農林漁業セーフティネット資金等<sup>※1</sup>の融資について、 **貸付当初5年間**は、金利負担軽減措置が受けられます。 更に、実質無担保等での融資が受けられます。

※1 農林漁業セーフティネット資金、経営体育成強化資金(負債整理のみ)等

農林漁業セーフティネット資金について、
物価高騰等の影響を受けた場合は、年間経営費等の6/12<sup>※2</sup>又は
600万円を別枠として限度額を措置する特例を設けています。
※2 簿記記帳を行っている場合

#### ~農林漁業セーフティネット資金の概要~

償還期限:15年以内(据置3年以内)

借入金利: 1.25%~1.85%(R7.10.21現在)

貸付当初5年間の金利負担軽減措置(最大2.0%の金利引下げ)

限度額 :年間経営費等の6/12※2又は600万円以内

物価高騰の影響を受けた場合、

年間経営費等の6/12 ※2 又は600万円以内を別枠で措置

### 酪肉支援資金による借換

・**酪農・肉用牛経営**に対し、**3年分の償還額の借換え**により資金繰りの安定を支援します。

#### ~酪肉支援資金の概要~

令和7年度 ALIC事業

貸付対象: 酪農・肉用牛経営(65歳以上の場合は後継者を確保していること)

償還期限:25年以内(据置5年以内)借入金利:2.10%(R7.10.21現在)貸付限度額:3年分の償還額

○ 借り入れた**資金の返済に困っている場合** 

### 返済猶予等の条件変更

- ・国は、金融機関等関係者に対し、繰り返し、既往負債の返済猶予等の配慮 を要請しています。
- ▶ 令和5年3月、10月、令和6年10月及び令和7年10月に、 農水省等担当部局連名で**畜産経営者に対する償還猶予等の対応**を要請
- ▶ 令和6年3月、6月、11月及び令和7年3月に、 関係省庁連名で資金繰り等の支援の徹底を要請



さらに、より負債の返済負担を軽減したい場合は、

### 長期・低利の借換資金

• 返済が困難となった農業者の方は、**畜産リノベ資金、経営体育成強化資金** などの負債整理資金の利用が可能です。

#### ~畜産リノベ資金の概要~ ALIC事業

- ・肉用牛、酪農及び養豚経営については、毎年の 返済額を限度として、長期・低利の借換資金の 融資が受けられます。(R9年度に条件付で残額 一括借換可能)
- ・併せて、経営改善に向けた取組について、指導・助言を受けることができます。

#### 償還期限:

肉用牛・酪農 25年以内(据置5年以内) 養豚 15年以内(据置5年以内)

借入金利: 2.10% (R7.10.21現在)

# 

- ・経営改善計画を策定し、期間中の5年間(特認 10年間)における既往負債の支払金の合計額に 対する借換資金の融資が受けられます。
- 経営再建に必要な範囲内で、前向き投資資金も 融資が受けられます(金利負担軽減措置等の対象外)。

償還期限:25年以内(据置3年以内)借入金利:2.10%(R7.10.21現在)

※その他、農業経営負担軽減支援資金(民間金融機関)が営農負債の借換に利用可能です。

○ 最寄りの農協、日本政策金融公庫支店、信用農協連合会、銀行などにご相談ください。